

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の職の設置に関する規則

平成 14 年 3 月 22 日
規 則 第 19 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日 規則第 4 号 平成 27 年 4 月 1 日 規則第 7 号
平成 19 年 3 月 28 日 規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）に勤務する一般職の職員の職を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において職員とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 172 条第 1 項に規定する職員（臨時又は非常勤の職員並びに管理者の事務部局以外の職員を除く。以下同じ。）をいう。

(職員の職名)

第 3 条 職員の職名は、事務職員、技術職員、技能職員、技労職員とする。

(職員の補職名及び職務)

第 4 条 法令に特別の定めがあるものを除く外、組合における職員の補職名は次の各号に掲げる職名の区分に応じ、表左欄に掲げるとおりとし、その者の職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

(1) 事務職員又は技術職員

補 職 名	職 務
局 長	上司の命を受け、組合事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
次 長	上司の命を受け、事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
技 監	上司の命を受け、特定の技術を掌理する。
参 事 課 長 課長補佐 係 長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主 幹 副 主 幹 主 査 主 査 補	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
主任主事 主 事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主任技師 技 師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

(2) 技労職員

職	職	務
寮 母	上司の命を受け、業務に従事する。	

(職の併用)

第 5 条 職員に関し、法令その他に特別の定めがあるもの、または特に必要があると認められるものについては、別の職名を併せて用いることができる。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 28 日規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の職名に関する規則の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の職名に関する規則 (平成 14 年規則第 16 号) は、廃止する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。